

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要編集規程

平成15年7月3日制定

(発行)

第1条 高崎健康福祉大学総合福祉研究所（以下「研究所」という。）規程第4条第1項に基づき紀要を発行する。

2 紀要は原則として、1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

(名称)

第2条 研究所の紀要は「健康福祉研究（英文表記：Journal of Health and Welfare）」と称する。

(内容)

第3条 紀要は福祉学研究および福祉活動に寄与する研究論文等を掲載する。

2 投稿論文の種類および投稿資格については、投稿規程に定める。

(論文の掲載)

第4条 投稿論文は、編集委員会の依頼した複数の査読委員による査読を受けるものとする。なお、査読に関することは別に定める。

2 査読委員の報告に基づいて、編集委員会が原稿の採否、修正の指示等を決定する。

(著作権)

第5条 紀要に掲載された著作物の著作権は高崎健康福祉大学に帰属するものとする。ただし、著者自身による利用には制限を設けない。

(事務)

第6条 紀要の発行・編集に関する事務は、研究所において処理する。

附 則

この規程は平成15年7月1日から実施する。